

「健康しが」活動創出支援事業費補助金 交付要綱

(目的)

第1条 滋賀県では、さらなる健康寿命の延伸に向けて、健康増進や生活習慣病の発症予防、重症化予防などを通じた「健康なひとづくり」と、おのずと健康的な生活を送ることのできる「健康なまちづくり」を、企業や大学、地域団体、自治体など多様な主体とともに進めている。こうした取組を一層推進していくため、知事は予算の範囲内で「健康しが」活動創出支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 この補助金は、次の各号に掲げる者（以下「補助事業者」という。）を交付対象とする。

- (1) 営利法人（企業等）
 - (2) 非営利法人（特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人等）
 - (3) 任意団体
- 2 次の各号に掲げる者は補助事業者としない。
- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
 - (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号に該当する団体等

(交付対象事業)

第3条 この補助金の交付対象事業は、県民の健康づくりに資する取組のうち、次の各号に掲げる観点から実施されるものであり、補助事業終了後も継続的な取組が見込まれるものとする。ただし、令和3年度「健康しが」活動創出支援事業費補助金の交付対象とした取組は除く。

- (1) 県内の魅力ある地域資源を活用した取組
 - (2) 主として女性を対象とした健康感の向上に資する取組
- 2 この補助金の交付対象事業は、原則として1補助事業者につき1件とし、年度内を通じて実施する一連の取組とする。
- 3 次の各号に掲げる事業は交付対象としない。
- (1) 専ら営利を目的とする取組
 - (2) 慈善事業等への寄付行為を主目的とする取組
 - (3) 特定の企業・団体の宣伝を目的とする取組
 - (4) 政治的、宗教的な宣伝意図を持つ取組

(補助対象経費、補助率および補助限度額)

第4条 この補助金の交付対象となる経費、補助率および補助限度額は別表に定めるところによる。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、別記様式第1号のとおりとし、関係書類を添えて知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第6条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 交付対象事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿および証拠書類を事業完了後、5年間保管しておかななければならない。

（実績報告）

第7条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書は、別記様式第2号のとおりとし、補助事業が完了した日から起算して30日以内または令和5年3月10日のいずれか早い日までに関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付の決定のあった額の2分の1を限度として、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（別記様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（標準処理期間）

第9条 規則第4条に規定する補助金の交付の決定、規則第8条に規定する変更（中止・廃止）の承認および規則第13条に規定する補助金の額の確定は、申請または報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第11条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく実績報告、第8条の規定に基づく交付の請求または第10条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(個人情報の保護)

第12条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に保管し、本人の承諾を得ずに他の目的に使用してはならない。

2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)に規定する内容を遵守しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分について、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還させるものとする。

(財産の処分制限)

第14条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

2 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月13日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。

別表（第4条関係）

経費の種類	経費の説明	補助率	補助金の額
賃金	助成対象事業の実施のために臨時に雇用する場合に限る。	定額	予算の範囲内かつ補助対象経費の範囲内とし、上限および下限を次のとおりとする。 なお、千円未満の端数は切り捨てるものとする。 上限額 2,000 千円 下限額 500 千円
諸謝金	指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼		
旅費交通費	移動、宿泊に係る経費		
食糧費	会議等で提供するお茶代等に限る。		
消耗品費	事務用品、材料、資材等の購入費		
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書等の印刷費		
保険料	活動のための保険料		
広告宣伝費	取組周知のための広告費		
通信運搬費	郵送料、物品等の運搬費等		
委託費	専門家などへ委託するための費用 (事業全体経費の2分の1以内とする。)		
使用料・賃借料	会場、設備使用料、機材リース料等		
備品購入費	事業実施に不可欠と認められる備品の購入費 (事業全体経費の2分の1以内とする。)		

別記様式第1号

「健康しが」活動創出支援事業費補助金 交付申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
団体（法人）名
代表者職・氏名
発行責任者 氏名
・担当者 連絡先
電話番号

滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請にあたり、同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 関係書類
 - ・事業計画書
 - ・補助事業にかかる収支予算書
 - ・役員名簿（法人または団体の場合）

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号

「健康しが」活動創出支援事業費補助金 実績報告書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
団体（法人）名
代表者職・氏名
発行責任者 氏名
・担当者 連絡先
電話番号

年 月 日付け滋健企第 号で交付の決定の通知があった「健康しが」活動創出支援事業費補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- ・事業実績書
- ・補助事業にかかる収支決算（見込）書

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号

「健康しが」活動創出支援事業費補助金 交付請求書（概算払）

金 _____ 円

年 月 日付け滋健企第 号で決定通知のあった「健康しが」活動創出支援事業費補助金について、概算払により上記金額のとおり交付されるよう、「健康しが」活動創出支援事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、関係書類を添えて請求します。

年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

請求者	住所
	団体（法人）名
	代表者職・氏名
発行責任者	氏名
・担当者	連絡先
	電話番号

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

消費税等仕入れ控除税額報告書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
団体(法人)名
代表者職・氏名
発行責任者 氏名
・担当者 連絡先
電話番号

年 月 日付け滋健企第 号で交付の決定の通知があった「健康しが」活動創出支援事業費補助金について、「健康しが」活動創出支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	年 月 日付け滋健企第 号による補助金の額の確定通知額	金	円
2	実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額	金	円
3	消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額	金	円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。